

予算調整部会の設置について（案）

令和 7 年 3 月 4 日
火山調査研究推進本部
政 策 委 員 会

火山調査研究推進本部における火山調査研究予算等の事務の調整の円滑な実施に資するため、以下のとおり、政策委員会に予算調整部会（以下「部会」という。）を設置する。

1. 審議事項

- （１）関係行政機関の火山調査研究予算に関する調査に関すること
- （２）関係行政機関の火山調査研究予算に関する事務の調整方針に関すること
- （３）その他火山調査研究予算の事務の調整の円滑な実施のために必要な事項

2. 構成員等

- （１）部会を構成する委員及び専門委員については、政策委員会委員長（以下「委員長」という。）が別途定める。
- （２）部会に部会長を置き、部会の構成員の中から委員長が指名する。
- （３）部会長は、部会に属さない委員及び専門委員、その他専門家を招へいし、意見を聴取することができる。

3. その他

上記に定めるもののほか、部会の議事その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。